

兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、兵庫県知事（以下「知事」という。）が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 法第3条第1項に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号。以下「基本方針」という。）4(2)③に規定する都市の緑地の保全に配慮されたものの認定基準は、次の各号に定めるものとする。ただし、知事が都市の緑地の保全上支障がないと認めたときはこの限りでない。

(1) 次の各号に定める区域内にあるものにあつては、当該各号に定める区域に係る緑地の保全に関する制限の内容に適合しない場合、認定しない。

ア 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域

イ 都市緑地法第12条に規定する特別緑地保全地区

ウ 都市緑地法第34条に規定する緑化地域

エ 都市緑地法第45条第2項第1号に規定する緑地協定区域

オ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に規定する生産緑地地区

カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条に規定する建築協定区域

キ 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下「環境条例」という。）第97条に規定する環境緑地保全普通地区

ク 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）第31条に規定する計画整備地区

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域内にあるものにあつては、環境条例第118条の2第1項に規定する建築物及びその敷地の緑化基準に適合しない場合、認定しない。

(3) 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内にあるものは認定しない。

2 前項第1号及び第2号の基準の適用は、届出等が必要な建築物に限る。

(建築物の総合的な環境性能評価の基準)

第3条 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「基準告示」という。）Ⅱ.第2に規定する標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるものは、環境条例第118条の5第1項に基づき知事に届け出た建築物環境性能評価書において、建築物の環境効率の評価がAランク以上又はライフサイクルCO₂の評価（一般的な建築物と比較した当該建築物のライフサイクルCO₂排出量の割合）が80%以下となっているものとする。

(知事が定める機関)

第4条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第4第66の部

(2)の款に規定する知事が定める機関は、次に掲げる機関（以下「登録省エネ判定機関等」という。）とする。

(1) 法第 53 条第 1 項（法第 55 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく認定（以下「認定」という。）の対象が住宅のみの用途に供する建築物又は住宅を含む建築物における住戸のみの場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関

(2) 前号以外の場合、住宅部分については前号に定める機関とし、非住宅部分については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。

（知事が別に定めるもの）

第 4 条の 2 使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年兵庫県条例第 12 号）別表第 4 第 66 の部(2)の款に規定する知事が別に定めるものは、国立研究開発法人建築研究所が整備する「モデル建物法入力支援ツール」とする。

（事前審査）

第 5 条 計画の認定を受けようとする者は、当該認定の申請を行う前に、当該計画が法第 54 条第 1 項第 1 号に定める基準（以下「省エネルギー基準」という。）に適合していることについて、登録省エネ判定機関等による技術的な審査（以下「事前審査」という。）を受けることができる。

（所管行政庁が必要と認める図書）

第 6 条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。）第 41 条第 1 項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 登録省エネ判定機関等による事前審査を受けた場合にあっては、当該登録省エネ判定機関等により作成された省エネルギー基準に適合する計画であると認める旨の書類（以下「適合証」という。）

(2) 認定の対象が一戸建ての住宅又は住宅を含む建築物における住戸のみの場合において、計画の認定を受けようとする者が、登録住宅性能評価機関から品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（以下単に「設計住宅性能評価書」という。次に掲げる基準に適合するものに限る。）の交付を受けたときは、前号の適合証に代えて当該設計住宅性能評価書の写し

ア 断熱等性能等級

品確法第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準（以下「評価方法基準」という。）

第 5 の 5 の 5-1 (3) の等級 4

イ 一次エネルギー消費量等級

評価方法基準第 5 の 5 の 5-2 (3) の等級 5

(3) 基準告示 I. 第 2 の 1-3 に規定する基準の審査に当たり、同告示 I. 第 2 の 1-2 (2) に基づき国土交通大臣が認めた住宅に係る計画の認定申請にあっては、その

基準に適合する旨の認定書等の写し

- (4) 基準告示Ⅱ．第1の6に規定する基準（以下「劣化基準」という。）の審査が必要な住宅のうち、品確法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定（品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又はその部分を含む住宅に係る計画の認定申請にあつては、住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し
- (5) 劣化基準の審査が必要な住宅のうち、品確法第33条第1項に規定する型式住宅部分等の認証を受けた住宅又はその部分を含む住宅に係る計画の認定申請にあつては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (6) 第2条に定める基準の審査が必要な計画の認定申請にあつては、その制限等に適合する旨を証明する書類の写し等
- (7) 第3条に定める基準の審査が必要な計画の認定申請にあつては、環境条例第118条の5の規定に基づき知事に届け出た建築物環境性能評価書の副本の写し
- (8) 法第54条第2項（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出に係る建築物の計画が、建築基準法第18条第4項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの建築主事の審査を要するものである場合（同項ただし書と同様の審査が行われる場合を除く。）にあつては、同法第18条の2第1項の規定により知事から委任された指定構造計算適合性判定機関が当該計画について特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものと判定した旨が記載された通知書又はその写し
- (9) その他知事が必要と認める図書
（所管行政庁が不要と認める図書）

第7条 省令第41条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は次に掲げる図書とする。

- (1) 前条第1号又は第2号に定める図書を添えたものにあつては、省令第41条第1項の表（ろ）項及び（は）項に掲げる図書
- (2) 次に掲げる事項が、図書に明示すべき事項のすべてである図書
 - ア 前条第3号に定める図書を添えたものにあつては、計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該図書において明示することを要しない事項として指定されたもの
 - イ 前条第4号に定める図書を添えたものにあつては、計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該図書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては計画の認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
 - ウ 前条第5号に定める図書を添えたものにあつては、計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該図書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(3) その他知事が不要と認める図書

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、認定等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。